

平成 30 年 6 月 1 日
天竜川上流河川事務所

天竜川上流河川事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、天竜川上流河川事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 発信情報

公式ツイッターアカウントの運用は、天竜川上流河川事務所の業務情報を発信し、ツイッター利用者に対し天竜川上流河川事務所の取組・役割への理解促進を図ることをポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

(1) ツイッター

ユーザーが「ツイート」（＝140 文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス。

(2) 公式ツイッター

天竜川上流河川事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント。

(3) アカウント

ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと。

(4) ツイート

ツイッターに投稿する文章のことをいう。

(5) 公式ツイート

公式ツイッターから投稿するツイートをいう。

(6) フォロワー

他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。
(常に自分が受信できるようアカウントを登録すること)

(7) リプライ

ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること。

(8) リツイート

ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は天竜川上流河川事務所、アカウントの管理は調査課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ア：災害対策支援に関する情報
- イ：防災業務に関する情報
- ウ：河川事業・砂防事業に関する情報
- エ：河川・砂防等行政サービスに関する情報
- オ：天竜川上流河川事務所が行った記者発表の情報や天竜川上流河川事務所が主催または共催しているイベント等の情報
- ク：その他、天竜川上流河川事務所において周知する必要性が高い情報

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、天竜川上流河川事務所公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)に掲載する情報を補完するため、所長・副所長が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

- ア：誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めること
- イ：信頼性が確保できない情報は発信しないこと

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適宜公式ツイッターのアカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターのアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがある。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を事務所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則天竜川上流河川事務所公式ホームページとする。

(8) 状況の監視

PCからアクセスするツイッター画面の状況について異常がないか、適宜確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し周知する。

6. その他

情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営する。

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。